

訪問介護事業者指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 共生型訪問介護の基準
- 3 申請に当たっての留意点
- 4 申請に必要な書類
- 5 その他
- 6 お問い合わせ・申請書類提出先別表

1 指定要件の概要

訪問介護事業所の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。

○法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

○法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。（市独自）

(2) 以下の人員を配置すること。

①管理者

○事業所ごとに、常勤（※）専従の管理者を置かなければなりません。

○管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②サービス提供責任者

○事業所の事業の規模に応じて、常勤・専従の訪問介護員等のうち 1 人以上をサービス提供責任者としなければなりません。（必要人数は別表参照）

○管理者との兼務が可能です。また、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。

○サービス提供責任者は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者※
- ・訪問介護員 1 級課程修了者※
- ・介護福祉士実務者研修修了者
- ・看護職員（看護師、准看護師）

※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のとおり有効です。

○サービス提供責任者は、利用者の数（前 3 月の平均値）が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上配置する必要があります。（利用者の数が 40 人を超える場合、常勤換算方法※とすること

が可能) また、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

○新たに事業を開始、又は再開する事業所においては、利用者数を推定して配置します。

③訪問介護員

○次に掲げるいずれかの資格を有する従業者が、常勤換算方法で2.5人以上必要となります。

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者※
- ・訪問介護員1級課程修了者※
- ・訪問介護員2級課程修了者※
- ・介護福祉士実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・看護職員（看護師、准看護師）

※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

事務室のほか、受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること）、手指洗浄設備（感染症予防のため）等を備える必要があります。

②運営基準

運営基準については、水戸市条例を参照してください。

③介護等の総合的な提供を行うこと

入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとし、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービスに偏ったり、通院等乗降介助に限定しないこと。

2 共生型訪問介護の基準

共生型訪問介護は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」。という）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものが、要介護者に対して提供する指定訪問介護です。

共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりです。

(1)従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者

①従業者（ホームヘルパー）

○指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

②サービス提供責任者

○共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者に限り、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス等基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者）であれば、資格要件を満たします。

○共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。

○共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上です。

③管理者

○指定訪問介護の場合と同趣旨ですので、本手引き「1 指定要件の概要」の「(2)①管理者」の項目を参照してください。

なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。

(2) 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

(3) 技術的支援

指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行ううえで、必要な技術的支援を受けていること。

(4) 運営等に関する基準

水戸市条例を参照してください。（訪問介護の運営基準の規定が準用されます。）

3 申請に当たっての留意点

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行います。

○提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越してください。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

- ①指定申請書（様式第1号）
- ②付表1 訪問介護事業者の記載事項
- ③申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく訪問介護事業を実施する旨が規定されていることが必要です。
- ④申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）
 - ・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。
- ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - ・管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ⑥従業者の資格証の写し
 - ・資格が必要な職種は必ず添付してください。
 - ・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。
- ⑦事業者との雇用関係を確認できる書類
 - ・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。
- ⑧事業所の平面図
 - ・用途及び備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。
- ⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）
- ⑩事業所の写真
 - ・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。
- ⑪運営規程
 - ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定訪問介護（共生型訪問介護）の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時における対応方法
 - (7) 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで経過措置あり）
 - (8) 苦情の処理手順及び窓口（市独自）
 - (9) その他運営に関する重要事項
- ⑫利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑬介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑭重要事項説明書及び契約書の様式
- ⑮事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書
 - ・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

- ⑯損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）
- ⑰介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）
- ⑱介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑲上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）
- ⑳特例による指定を不要とする旨の申出書

※障害福祉サービスの指定居宅介護事業者又は重度訪問介護の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例による指定を不要として、指定申請する場合に提出して下さい。

《以下は共生型訪問介護として申請する場合に必要な書類です。》

- ㉑障害福祉サービス（居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
- ㉒訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

5 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いします。

【参考】

- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。
- 福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>
全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。
- 例規集
水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお願いします。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。

《別表》

●常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数 (前3月の平均値)	必要な常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
40人以下	1	1
40人超 80人以下	2	1
80人超 120人以下	3	2
120人超 160人以下	4	3
160人超 200人以下	5	4
200人超 240人以下	6	4
240人超 280人以下	7	5
280人超 320人以下	8	6
320人超 360人以下	9	6
360人超 400人以下	10	7
400人超 440人以下	11	8
440人超 480人以下	12	8
480人超 520人以下	13	9
520人超 560人以下	14	10
560人超 600人以下	15	10
600人超 640人以下	16	11

●常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

(常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合)

利用者の数 (前3月の平均値)	必要な常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
50人以下	3	3
50人超 100人以下	3	3
100人超 150人以下	3	3
150人超 200人以下	4	3
200人超 250人以下	5	4
250人超 300人以下	6	4
300人超 350人以下	7	5
350人超 400人以下	8	6
400人超 450人以下	9	6
450人超 500人以下	10	7

500 人超 550 人以下	11	8
550 人超 600 人以下	12	8
600 人超 650 人以下	13	9